

国別障害関連情報 モザンビーク共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
モザンビーク共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況	10
2-4. 障害関連施策の状況.....	10
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	16
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	17
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	17
3. 障害関連団体の活動概況.....	20
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	20
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	20
4. 参考資料	21

図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（2007）	3
図 2 障害の年齢別割合（2007）	4
図 3 障害の性別割合（2007）	4
図 4 障害者の州別居住地域（2007）	5
表 1 モザンビークの障害関連担当機関	6
表 2 モザンビークの現金給付制度	13

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
INAS	National Institute of Social Action	国家社会福祉機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	491.80 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.94 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	5.5 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.17 %	2015 年

人口

総人口	30,366,036 人	2019 年
男性人口比率	48.56 %	
女性人口比率	51.44 %	
都市人口比率	36.53 %	
農村人口比率	63.47 %	
平均余命（全体）	60.16 歳	2018 年
男性	57.11 歳	
女性	62.97 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	32.6 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	28.5 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	7 年	
義務教育年数 ²	7 年	
成人識字率（全体）	60.7 %	2017 年
男性	72.6 %	
女性	50.3 %	

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08)) に基づく。

² 教育人間開発省 (<http://www.mined.gov.mz/EDUCA/Pages/default.aspx> (参照 2021-01-24)) に基づく。

就学率		
初等教育 ³ （総就学率）		2019年
全体	116.38 %	
男子	120.38 %	
女子	112.37 %	
中等教育（総就学率） ⁴		2017年
全体	35.40 %	
男子	37.39 %	
女子	33.45 %	
高等教育（総就学率） ⁵		2018年
全体	7.30 %	
男子	8.10 %	
女子	6.50 %	

雇用

失業率（全体）	3.2 %	2019年
男性	3.0 %	
女性	3.5 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

モザンビーク共和国（以下、「モザンビーク」）では1999年策定の障害者政策及び実施戦略（Policy for People with Disability and the Implementation Strategy）の中で、障害者とは「先天的または後天的な異常（anomaly）（解剖学的（anatomical）、生理学的（physiological）、感覚的（sensorial）または精神的（mental）な性質）のために、身体的及び／または社会的な障壁が生じ、通常の活動を展開することができない、または不利な立場にある者」と定義されている。また、障害とは「そのような制限の結果として生じる人間の正常な能力の低下または喪失である」と定義されている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

これまでに実施された主な調査は以下のとおりである。

- 人口保健調査：2003年、2007年、2011年実施
2007年の調査では、障害関連項目について調査が行われた。

³ 6～12歳（初等教育I、II）

⁴ 13～15歳（高等教育I）

⁵ 16～17歳（高等教育II）

- 国勢調査：1980年、1997年、2007年、2017年実施
 国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に係る政府報告書（以下、政府報告）では、2017年の予備データから障害者数を記載しているが、2021年1月時点で、国家統計局ホームページ上に予備データ以外の報告書は公開されていない。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁶	475,011人（人口の約2.2%）	2007年
男性	249,752人（人口の約2.4%）	
女性	225,259人（人口の約2.0%）	

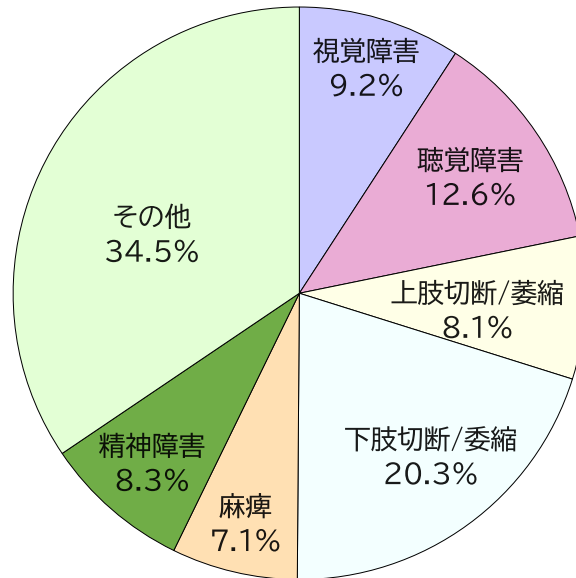


図1 障害種別の障害者数割合（2007）

出所：人口保健調査（2007）を基に調査チームが作成

⁶ 人口保健調査（2007）及び世界銀行オープンデータ

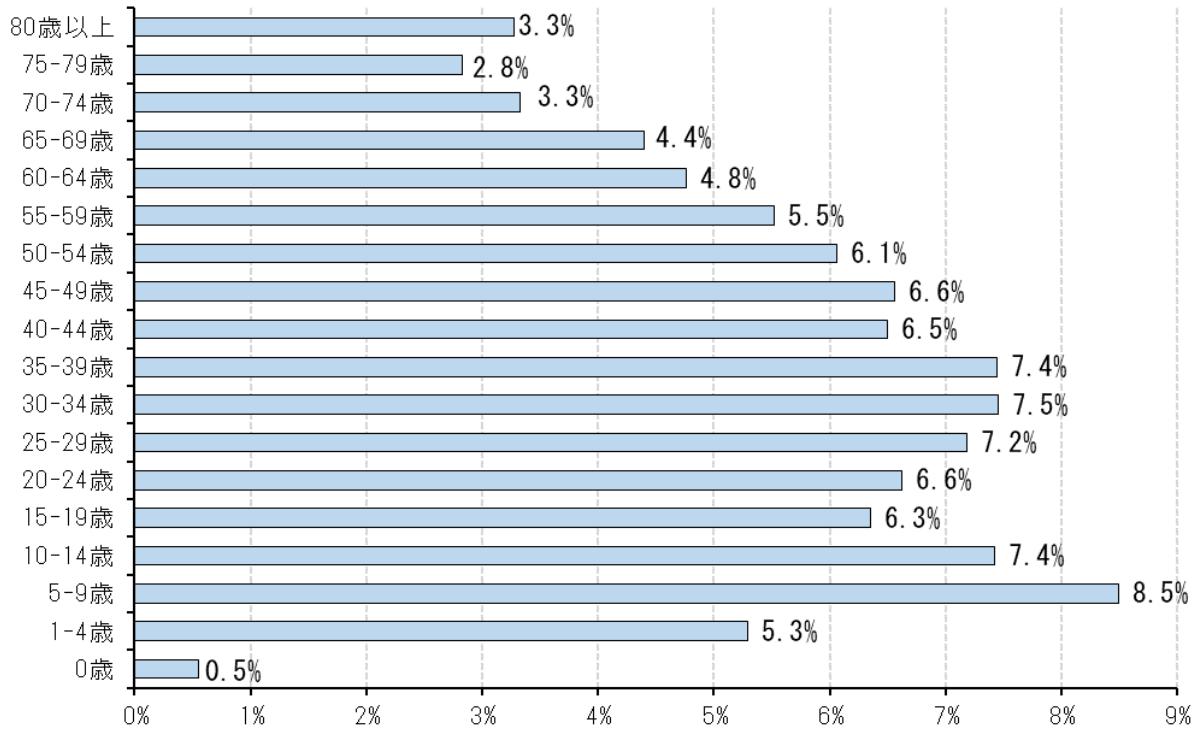


図2 障害の年齢別割合 (2007)

出所：ibid (2007) を基に調査チームが作成

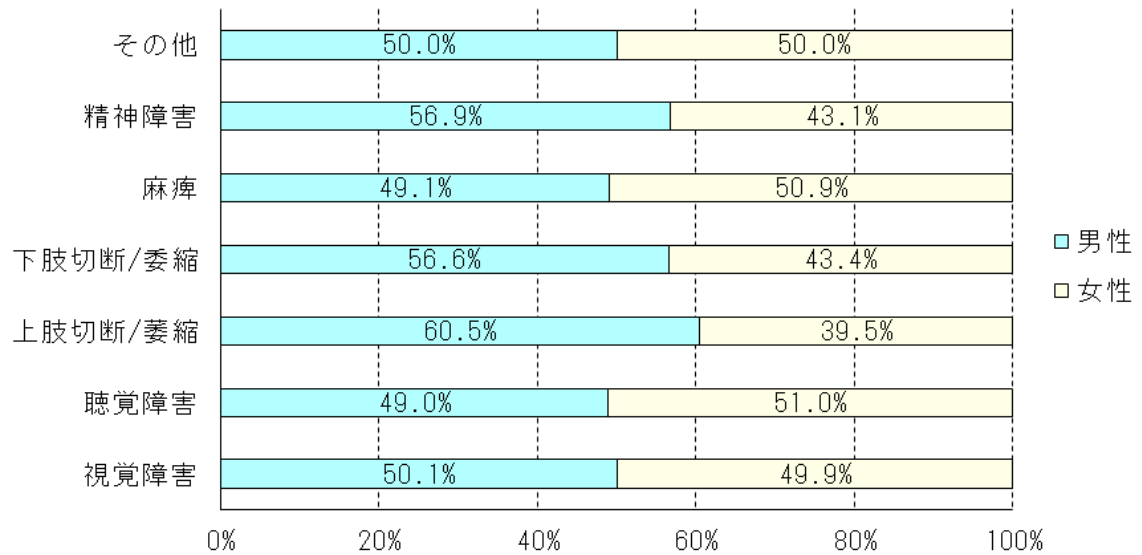


図3 障害の性別割合 (2007)

出所：ibid (2007) を基に調査チームが作成

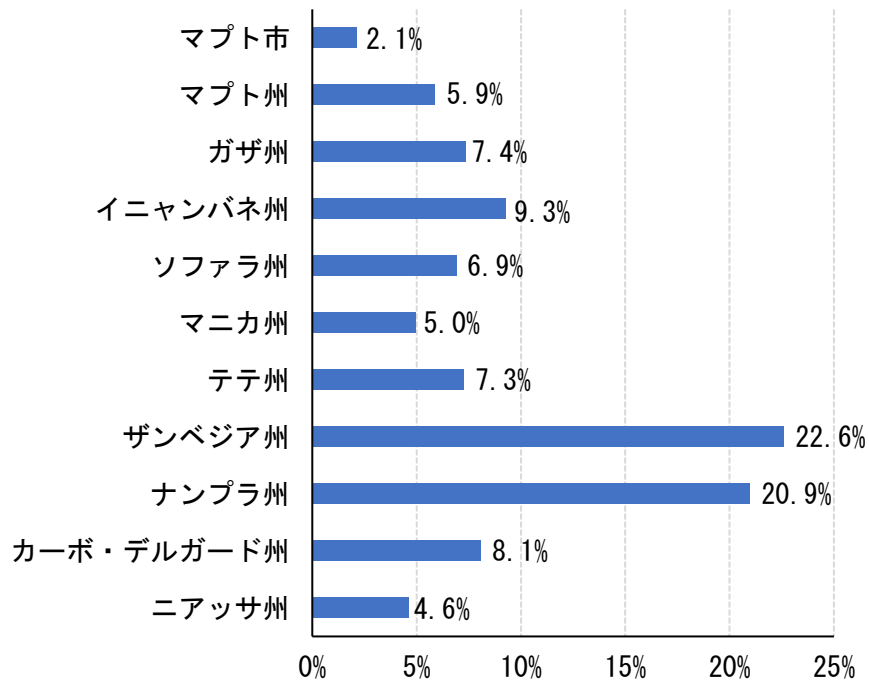


図4 障害者の州別居住地 (2007)

出所：ibid (2007) を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁷

モザンビークでは、ジェンダー・子ども・社会福祉省が障害関連の責任省となっている。ジェンダー局、子ども局、社会福祉局、立法局が存在するうち、障害関連業務は社会福祉局が担っている。実務を行うのは同局が管轄する国家社会福祉機関（National Institute of Social Action。以下、「INAS」）であり、障害関連の中心機関として他省庁や政府機関、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）や市民社会と連携を図りながら障害者の権利を推進し、すべての分野で横断的に障害問題に取り組む体制となっている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表1 モザンビークの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	ジェンダー・子ども・社会福祉省 (Ministry of Gender, Child and Social Action)	障害関連を主管する社会福祉局の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律、政策、戦略、プログラム、開発計画の提案書作成、それらの普及やモニタリング、実施、評価 ・ CRPD の履行促進 ・ 障害者、高齢者のための施設機能に関する規則の作成 ・ INAS を通じた非拠出型社会扶助制度の実施
2	教育・人間開発省 (Ministry of Education and Human Development)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育、インクルーシブ教育に関する政策策定と実施 ・ 職業訓練校へのインクルーシブ教育の普及 ・ 教育を通じた包摂的社会への啓発活動の実施
3	保健省 (Ministry of Health)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者やリハビリテーション専門家への継続教育実施 ・ 障害者の性と生殖の健康、HIV/エイズに関するサービスや情報へのアクセス確保、啓発活動の実施
4	労働・社会保障省 (Ministry of Labor and Social Security)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家社会保障機関（National Institute of Social Security）を法的機関として持ち、拠出型社会扶助制度を管轄

出所：各省ウェブサイトを基に調査チームが作成

⁷ 政府報告に基づいて記載。

国内調整機関

委員会名称	国家社会福祉機関（INAS）
委員会メンバー	事務局長、事務局長補佐、6つの独立した局から構成される 地方レベルでは、31の郡や市から代表者が参加している
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利保護、政策に関する実務 ・ 戦略計画や行動計画のドラフト ・ 関連機関同士の協力や調整の確保 ・ 非拠出型社会扶助制度による食料などの現物及び現金給付の実施 ・ 障害者権利運営委員会を設置し、CRPDの履行促進及びモニタリング <p>2018年6月26日政令にて現組織名となった。</p>

このほか、省庁間アルビノ委員会（Inter-Ministerial Task Force on Albinism）がアルビノに関する啓発活動や保護活動を行っている。アルビノの人々に対する儀式的な殺害や攻撃は北部に集中しており、北部を中心に活動が展開されているが、その実績は乏しく、予算不足が主な原因となっている⁸。

人権監視機関

委員会名称	国家人権委員会（National Commission on Human Rights）
委員会メンバー	法務省の管轄
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別禁止に向けた取り組み ・ 平等の保障、人権の保護、人権意識の促進、人権侵害の防止 ・ 省庁、政府機関、市民社会、国際機関等と連携した活動 ・ CRPDの原則に沿わない法律の識別と改正への準備

【地方政府行政】

各州には州ジェンダー・子ども・社会福祉局が、各郡には郡ジェンダー・子ども・社会福祉局があり、各地域での障害関連業務を担っている。

2-2. 障害関連法律の詳細⁹

モザンビークでは、共和国憲法及びその他多数の法律によって障害者の権利が保障されている。

⁸ Westminster Foundation for Democracy (2019) 参照。

⁹ 政府報告に基づき記載。

法律名	共和国憲法 (Constitution of the Republic)
施行年	2004 年
概要	<p>障害者の権利について、以下の条文にて保障している。</p> <p><第 35 条> すべての国民は法の下平等であり、色、性別、民族、出生地、宗教、学歴、配偶関係、両親の配偶関係、専門、政治的意見に関わらず、同等の権利と義務を有する。</p> <p><第 37 条> 障害のある国民は、共和国憲法に規定されている権利を十分に享受し、障害のためにその能力がない場合を除き、同じ義務を負う。</p> <p><第 125 条> 障害のある国民は、社会及び国家からの特別な保護権を持つ。</p>

障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

- 医療扶助法 (Law on Medical Assistance and Medicine) : 1987 年
障害者を含むすべての国民が無償の一次医療保健サービスを受けることを保障する。
- 国家教育制度法 (National Educational System Law) : 1992 年
教育は障害者を含むすべての国民の権利である。
- スポーツ法 (Sports Law) : 2002 年
障害者を含むすべての国民のスポーツ実施を推進する。
- 労働法 (Labor Law) : 2007 年
障害者の労働に関する適切な措置を採用し、雇用、訓練及びキャリア形成へのアクセスに関して他の労働者と同じ権利及び義務を享受する。
- 社会保護制度法 (Law on Social Protection System) : 2007 年
社会保護制度の基礎となる法律。障害者が家族を持ち、健康、教育、社会保護を享受することを保障する。

障害者政策

モザンビークは 2020 年に国連持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) の自発的国家レビューを行った。持続可能で包摂的な社会を目指すにあたり、高齢者や障害者を対象に含むさまざまな社会扶助制度を実施しているものの、ニーズに対する予算不足から、十分な包摂が行えていない点を政府は認識している。高齢者や障害者は「誰一人取り残さない」という目標の中で、すべての SDGs に横断的に関連することを認識し、教育、雇用、栄養、保健、人権、裁判、都市計画等において障害者の参加に配慮した実績や方針を記載している。また、同レビューの執筆にあたり、障害者も参加した旨が報告されている。

モザンビークでは、NIAS が中心となって障害者政策を展開している。主な政策は以下のとおりである。

政策名	障害者政策及び実施戦略（Policy for People with Disability and the Implementation Strategy）
施行年	1999 年
概要	<p>障害や障害者を定義し、障害課題への政府及び市民社会の介入の優先順位を示した指針。以下に示すような社会生活のあらゆる分野において、障害者に対する国家の特別な義務を定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法的枠組み：障害者に対する差別禁止、国際条約の遵守 ・ 教育：一般教育機関及び専門教育機関への障害者のアクセスと包摂 ・ 保健：障害に関連した疾病の予防、発見、治療及びリハビリテーションの保障、合理的配慮がなされた医療宿泊施設の保障 ・ 雇用：障害者への適切な職業訓練の推進、公共・民間部門の障害者雇用枠の段階的導入 ・ 税制：障害者の経済活動や市場へのアクセスを確保する方法として税制上の優遇措置や免除措置の導入 ・ 都市計画：公共施設やサービスへのアクセシビリティの保障 ・ 文化、スポーツ、レクリエーション：障害者の包摂のための行動推進 ・ メディア：地域社会における障害者に関する意識向上、障害者の参加促進

政策名	公的部門における障害者戦略（Strategy for People with Disability in Public Sector）
施行年	2009 年～2013 年
概要	障害者の雇用可能性を確保する目的で、障害者が公的部門の雇用にアクセスする権利と義務や雇用の永続性について規定している。

政策名	障害課題に対する国家計画（National Plan for the Disability Issue: PNAD II）
施行年	2012 年～2019 年
概要	<p>障害課題に対する多機関の役割を示し、各機関の計画や戦略策定の基礎となる制作。前身である障害課題に対する国家計画 2006 年～2010 年（National Plan for the Disability Issue: PNAD I）の実績評価や CRPD の批准を受けて策定された。11 の分野（①職業訓練、②基礎教育と識字プログラム、③雇用アクセス、④社会保障、⑤HIV/エイズと性と生殖の健康、⑥保健とリハビリテーション、⑦女性と女兒、⑧青年とスポーツ、⑨障害者組織の能力強化、⑩政策と法律、⑪地雷被災者）について具体的な目標を示し、障害者権利や社会参加の推進を図る政策。</p>

政策名	基礎的社会保障国家戦略 (National Strategy for Basic Social Security)
施行年	2016年～2024年
概要	<p>本国家戦略のもと、以下のような社会扶助プログラムが実施されている。詳細は2-4に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的社会手当プログラム ・ 直接社会支援プログラム ・ 社会単位支援プログラム ・ 生産的社会活動プログラム ・ 社会活動サービスプログラム

政策名	社会福祉政策 (Social Action Policy)
施行年	2017年
概要	<p>高齢者や障害者が施設ではなく、可能な限り家庭や地域で生活することを原則とした政策。</p> <p>CBRの実施をはじめ、情報サービス、社会扶助、支援機器等の地域での提供を目指す。</p>

2-3. CRPD 批准による対応状況

2007年3月30日モザンビーク政府はCRPDに署名し、2012年1月30日に批准した。選択議定書には2012年1月19日に批准した。モザンビーク政府は政府報告を2020年1月3日に障害者権利委員会に提出し受理されている。2021年1月時点で、パラレルレポートの提出はない。

2-4. 障害関連施策の状況¹⁰

① リハビリテーションを含む医療サービス

共和国憲法第89条は、すべての国民が健康及び衛生ケアを受ける権利を有すると規定している。政府報告では、保健、住居、リハビリテーションが一項目にまとめられ、以下3点のみが記載されている。

- 107人の技術者が、リハビリテーションに関連する訓練を受けた。
- ソファラ州、ナンプラ州、カーボ・デルガード州で、10人の医療従事者と10の傾聴グループ (collective listening group)¹¹が障害者の性と生殖の健康に関する訓練を受けた。
- 153,735人が理学療法と整形外科の治療を受けた。

政府報告の自立生活及び地域包摂に関する項目によれば、支援機器の配布は社会保護政

¹⁰ 政府報告を基に記載。

¹¹ 本グループについての詳細は不明。

策の範囲で実施されている。これまで、脛骨固定式義足、大腿固定式義足、整形外科用ブーツ、歩行補助具、上下肢装具 (Splints for the lower and upper limb)、足底板 (Orthopedic insoles)、車いす、三輪車等の配布実績がある。支援機器を購入することも可能であり、事前申請を行えば非課税となる。

Westminster Foundation for Democracy¹²の報告によれば、国内にリハビリテーションセンターは数施設しかなく、設備や機器は整っていない。支援機器を修理する道具や材料も無く、リハビリテーションセンターとして求められる役割を十分に果たすことができていない。また、専門家も十分に配置されていないことが指摘されており、リハビリテーションの専門家育成や支援機器への国家予算配分の見直しが同報告書にて提言されている。また、支援機器購入時の非課税制度は申請手続きが煩雑であり、ほとんどの障害者が利用できない点が指摘され、申請手続きの簡略化と支援機器リストの更新が同報告書にて提言されている。

② 教育

共和国憲法 88 条にて、すべての国民の教育を受ける権利が保障されている。モザンビーク政府は、教育戦略計画 (2012~2016) においてインクルーシブ教育を推進しており、ガザ州、テテ州、ナンプラ州に 3 校のインクルーシブ教育リソースセンターを設置している。これらのセンターは多機能教育機関として、診断や指導サービス、教材作成、インクルーシブ教育に対応可能な教員養成センター等を備えており、就学前から 12 年生までのインクルーシブ教育を実施している。これらのセンターでは、特別な教育的ニーズのある児童・生徒を年間約 650 名支援している。モザンビークには計 9 校 (マプト市に 5 校、ソファアラ州に 2 校、テテ州に 1 校) の特別支援学校もあり、年間約 370 名の特別な教育的ニーズのある児童・生徒を支援している。教員養成機関では、インクルーシブ教育に適したカリキュラム改訂を行っている。点字や手話をはじめ、障害のある児童・生徒が直面する学習環境、学力向上に関する課題や解決方法について詳細が紹介されている。初中等教育のみならず、土木、電気、大工等専門学校の教員もインクルーシブ教育に対応するために、短期コースを受講したり、点字や手話の研修を受講したりしている。これらのさまざまな取り組みや地域社会での啓発活動により、通常学校で学ぶ障害のある児童・生徒は増加している。SDGs の自発的な国家レビューによれば、2019 年までに 2,207 校が校舎へのアクセシビリティや障害のある児童・生徒用の教材を配備したインクルーシブ教育を実践しており、1,478 人の教員が特別な教育的ニーズに対応するインクルーシブ教育の教授法について研修を受けた。

③ ジェンダーと障害¹³

モザンビーク政府は、1997 年に国連女子差別撤廃条約や南部アフリカ開発共同体ジェンダー宣言を批准している。また、1995 年の北京宣言及び行動綱領、2004 年アフリカジェンダー宣言、2008 年南部アフリカ開発共同体ジェンダー開発議定書に署名しており、国内の

¹² Westminster Foundation for Democracy (2019) *Toward Inclusive Social, Economic, and Political Policies for Persons with Disabilities in Mozambique*. 英国の公的機関で、途上国の行政機構の変革を支援する。

¹³ Government of Mozambique (2018) *Combined third to fifth periodic reports* 参照。

法律整備や政策策定に取り組んでいる。共和国憲法では、第 36 条にはジェンダー平等について明記があり、第 122 条では政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべてにおいて、男女は法の下に平等であると保障している。家庭法や女性に対する家庭内暴力法においても国際条約に沿うかたちで改正が進み、女性に対する家庭内暴力禁止の啓発活動が行われている。ジェンダー課題の責任省はジェンダー・子ども・社会福祉省のジェンダー局であり、女性の権利推進や地位向上をはじめ、エンパワメント、社会保護、性と生殖の健康を含むあらゆる場面において女性が平等な権利と機会を享受することを目指し、活動を行っている。具体的な政策として、ジェンダー政策及び実践戦略（Gender Equality Policy and its Implementation Strategy）や女性の地位向上国家計画（National Plan of Advancement of Women）にて、ジェンダー暴力の被害者に対するサービスのアクセス確保、女性の雇用や教育、保健サービスへのアクセス等が優先課題に含まれている。障害のある女性及び女兒は家庭内や社会の中で複合的な差別の対象となり、被害を受けやすいことを政府は認識しており、教育や情報、性と生殖の健康や HIV 感染を含む保健サービスへのアクセスを向上し、労働搾取に対する保護の措置を講じている。

Westminster Foundation for Democracy の報告では、特に聴覚障害のある女性及び女兒を例に挙げ、意思疎通が困難であることから、幼少期から家庭内での差別を経験し、学校や労働市場においても常に隔離され、結果として重要な情報（特に、HIV 感染や性と生殖の健康）へのアクセスが非常に限られ、危険にさらされている点を問題視している。NGO や国連人口基金等の支援団体は、家庭や地域に介入し、手話の普及に取り組むことで、意思疎通が可能な環境整備を行っている。また、初等から高等教育機関の教員に手話を普及することや就学前から手話を取り入れること等が提言されている。

④ 訓練・雇用、就労支援

公共部門における障害者戦略（2009～2013）は、公共部門の雇用における障害者のアクセスと雇用の持続性に関する権利と義務の遵守を通じて、障害者の雇用可能性拡大を図った。また、ドレス制作・裁縫、情報学、美容師、中小企業経営、養魚、鍛冶、配管工、コンピュータ科学、秘書等の分野で 2013 年～2017 年の間で 900 人の障害者が職業訓練を受けたことが政府報告に記載されている。

SDGs の自発的国家レビューによれば、多くの事業主は男女差をはじめとする不平等な経済活動に不安を抱いており、92%の事業主が「経済制度は平等に焦点を当てるべき」と回答している。そして、80%の事業主が「障害者に雇用機会を提供している」と回答している。しかしながら、障害者の労働市場への包摂について示す既存データは存在せず、障害者団体が依然雇用へのアクセスが課題であることを指摘している旨、同レビューに記載されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

モザンビークの拠出型社会保障制度は、国内の労働者や外国人労働者のほか、その扶養家族を対象とした制度である。拠出率は 7%で、被雇用者の給与から 3%が天引きされ、雇用

主が4%を負担する。労働力が不足または低下している状況下において、労働者の生活を保障し、また、労働者が死亡した場合には遺族の生活を保障する目的で現金が給付される。障害者はその対象となっており、給付を受けることができる。本制度は労働・社会保障省が管轄する国家社会保障機関が実施機関となっている。

非拠出型社会保障制度は INAS が実施機関となっており、以下に示す5種類の現物または現金給付制度を実施している（表2を参照）。障害者を含む社会的脆弱者層の生活水準の維持、向上を目的としている。

表2 モザンビークの現金給付制度

プログラム名	概要
基礎的社会手当プログラム (Basic Social Allowance Program: PSSB)	月毎の期限の定めない現金給付 貧困ライン以下の世帯、高齢者、障害者、慢性疾患・変性疾患のある人、0～2歳の子ども、孤児、孤児または14～18歳の子どもを世帯主とする世帯を対象とする
	2019年の給付実績：442,246世帯（5.3%は障害者が世帯主、89.1%は高齢者が世帯主）
直接社会支援プログラム (Direct Social Support Program: PASD)	個人や家計に影響を与える出来事や多様な緊急事態に対処するための支援であり、単発的または長期的な現物支給や補助金支給
	2019年の給付実績：16,669世帯（83%は食料支給）
社会単位支援プログラム (Assistance Program in Social Unit: PAUS)	障害者を含む社会的脆弱者、経済的自立が難しい者、虐待の被害者等により一時的または恒久的に構成された社会単位（支援施設） ¹⁴ を対象とする支援
	2019年の受益者数：6,371名
生産的社会活動プログラム (Productive Social Action Program: PASP)	障害者を含む労働可能だが、労働力が限られる社会的脆弱世帯を対象とした補助金給付
	2019年の給付実績：127,612世帯
社会活動サービスプログラム (Social Action Services Program: ProSAS)	社会的危機からの保護や最も脆弱な人々の社会的包摂のための能力強化を促進する目的で、家族や地域に介入する
	2019年の受益者数：2,600名

出所：Government of Mozambique（2020）2nd Statistical Bulletin を基に調査チームが作成

このほか、60歳以上の高齢者は年金の給付対象となる。

¹⁴ 高齢者支援センター、社会的脆弱者保護センター、養護施設、職業センター等

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

2008年11月30日政令において、身体障害者や移動に制限のある人のアクセシビリティに配慮した建設及び管理に関する規定が定められた。この政令に基づき、公共建築物において障害者のアクセシビリティを確保するために、すべての行政レベルにおいて市民教育セッションが開催された。州や郡レベルでは、634の公共建築物（学校、病院、その他の行政施設）の評価が行われ、アクセシビリティ規定に定められた建築仕様を満たしていない構造や建築について指摘がなされ、各機関に是正措置を勧告した。2017年5月4日政令では、アクセシビリティ規定の遵守レベルを上げるための措置として、公共事業部門の建設や国家建築物プロジェクトにおいて、事前に建設計画を提出し、承認を受ける制度が定められた。

このほか、公共の駐車場における障害者用スペースの確保や公共交通機関における座席の確保、障害者の公共交通機関利用料金の補償についても措置が講じられている。また、支援技術を開発する研究室と2つの情報センターが設立され、視覚障害者のアクセシビリティに関するニーズに対応する努力を行っている。

・防災

2014年に防災・減災を含む災害管理枠組みが策定され、そのなかで、高齢者、女性、子ども、病人、障害者等の特に弱い立場にある人々に対し、優先的な避難及び再定住の権利、緊急時における虐待からの特別な保護の権利、教育の権利等、特別な保護の権利を保障している。本枠組みでは、武力紛争や自然災害等の危険が生じた時、障害者への差別を排除し、避難や支援、再定住にかかる全ての過程で障害者を優先することを保障している。

兵庫行動枠組2005-2015の進捗報告（2011～2013）では、救急医療施設や避難所で障害者や高齢者を含む社会的脆弱層に配慮したサービス提供が行われていると記載されている。特に、2013年の豪雨による大規模な洪水被害の際には、全国に拠点を持つ国際NGOのCaritasが障害者や高齢者、子どもに優先的に水や食べ物を支給し、同組織が持つシェルターに受け入れたと報告されている。また、避難時にも教育や保健サービスを継続的に提供するため、代替施設を設けて対応することが記されている。

国際NGOであるLight for the World及び国連児童基金が公開した報告書「障害のある男女の人道支援へのアクセス（Access to humanitarian aid for women and men, girls and boys with disabilities）」では、2019年3月にモザンビークを直撃した大型サイクロン「イダイ」の経験から、課題と提言をまとめている。本報告によれば、避難時や避難所、再定住先において、障害者は差別を経験し、さまざまなサービスから取り残された。緊急時対応の仕組みの中に障害者団体を巻き込むことや、食料や支給物の平等な配布方法の確立、アクセシビリティが確保された避難所のレイアウトの検討、情報提供媒体の確保等、さまざまな提言がなされている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

1992年まで続いた内戦や災害、HIV/エイズの蔓延により、多数の国際機関がモザンビー

クに対する協力を長期にわたり実施している。

<p>日本政府¹⁵</p>	<p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ障害者地域メインストリーミング研修 (2008) ・ アフリカ地域 障害者の自立生活とメインストリーミング (1992、2003、2005、2010、2011 (2名)) ・ アフリカ地域 障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進 (2012、2017) ・ 地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計 (2004、2010、2011、2016、2017、参加年不明2名) ・ 障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化 (2012) ・ 地域活動としての知的・発達障害者支援 (参加年不明) <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マプト市医療従事者養成学校建設計画 (2013～2014) ・ ナカラ市医療従事者養成学校建設計画 (2015) <p>【ボランティア事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年海外協力隊 (理学療法士、障害児・者支援、ソーシャルワーカー)
<p>他ドナー¹⁶</p>	<p>【障害者の権利促進のための国連パートナーシップ (United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CRPD の完全履行のための政府機関の能力強化プロジェクト (2012) <p>【国連開発計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1975年の支所設立以来、HIV感染者や障害者を含む社会的脆弱層に対する保健、栄養、教育、人権、社会保護、災害支援等を行っている。 ・ 地雷による負傷者や障害者を減らすため、また、経済開発活動を促進するため、地雷除去に関する支援を継続的に行った。 ・ 2019年の大型サイクロン「イダイ」直撃後の社会復興支援の中で、障害者を含む社会的脆弱層の経済的自立を促進するプロジェクトを実施している。 <p>【国連児童基金 (United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」)】</p> <p>1976年の支所設立以来、障害児や HIV 感染者を含む包摂的社会の実現に向けた活動を継続的に実施している。社会保護に係る予算計画等、政策面の支援も行っている。</p>

¹⁵ 内閣府障害者白書、国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」) (2015)『課題別指針：障害と開発』、JICA「障害と開発への取り組み」パンフレット参照。研修員受け入れとボランティア事業については、JICAモザンビーク事務所への質問票調査の回答を基に記載。

¹⁶ 各団体のホームページを基に記載。

<p>【Humanity & Inclusion】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児童・生徒の教育へのアクセスとインクルーシブ教育の質改善 ・ 障害者団体の情報発信（サービス制度や支援について）の促進 ・ 低所得世帯の障害児への社会サービス、保健サービスへのアクセス改善 <p>【Light for the World】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育実施のための教員の能力強化 ・ スポーツへの障害者包摂 ・ 眼科クリニックの運営、眼科医育成コースへの奨学金支援 ・ CBR <p>【Save the Children】</p> <p>1986年にマプト支所設立以来、8州に支所を広げる。障害児やHIV感染者を含む社会的脆弱層を対象として保健、栄養、生活自立、子どもの人権、ジェンダー包摂、インクルーシブ教育等多岐にわたるプロジェクトを実施している。</p> <p>【Sightsavers】</p> <p>2007年より活動を開始しており、トラコーマや白内障の診断、治療、予防、地方出張診断等を実施している。</p> <p>【World Vision】</p> <p>1983年にモザンビーク支所設立以来、障害児、HIV感染者を含む社会的脆弱層を対象として保健、教育、水・衛生、災害支援等のプロジェクトを実施している。</p>
--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況¹⁷

モザンビークにおける地域に根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」）は、国際NGOであるLight for the Worldが2008年よりソファラ州にて本格的な導入を開始し、世界保健機構のCBRガイドラインに基づいて活動を実施している。障害者の大多数は交通アクセスが非常に限られた農村部で生活しているため、必然的に教育や雇用、保健、社会サービスから取り残されており、CBRの導入によるこれらの課題解決が期待された。CBRワーカーは、家族から隠されがちな障害者の発見から、必要な支援への橋渡しを行う役割を担い、地域において障害者が貧困と障害の負のサイクルから抜け出し、平等な権利を享受できるように働きかけている。いくつかのプロジェクトはソファラ州ジェンダー・子ども・社会福祉局と密に連携して実施され、行政の巻き込みも図られている。2017年4月には、ジェンダー・子ども・社会福祉省の依頼により、3日間のCBRワークショップが開催された。INAS、全州のジェンダー・子ども・社会福祉局代表者、

¹⁷ <https://www.light-for-the-world.org/community-based-rehabilitation-set-expand-mozambique>（参照2021-01-16）を基に記載。

障害者団体、NGO、国際機関が一堂に会して CBR の全国展開について協議を行い、全国レベルでの CBR の普及が期待されている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況¹⁸

2013年8月22日、モザンビーク政府はマラケシュ条約に署名したが、2021年1月時点、未批准である。

視覚障害者の情報へのアクセシビリティの取り組みとして、以下のような活動が実施されているが、政府は視覚障害者の情報へのアクセスは依然として課題であり、早急の対応が必要な点を認識している¹⁹。

- ・ 性と生殖の健康に関する点字パンフレットの作成
- ・ 傾聴グループ（collective listening group）のための点字ガイドラインの作成
- ・ 性と生殖の健康に関する音声教材の作成と配布
- ・ 障害者問題に関する国家計画及び CRPD の音声資料の複製と配布
- ・ 青少年政策や青少年問題に関する情報の点字資料の複製と配布

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

保健省の情報²⁰によれば、モザンビークでは2021年1月18日時点で新型コロナウイルス感染者累計は27,446人であり、うち18,880人は回復し249人が死亡している。2020年3月30日～7月29日まで第1回緊急事態が宣言され、8月5日から第2回緊急事態宣言、9月4日から期限の定めのない災害事態宣言が発動された。モザンビーク政府は、国境管理に加え、以下のような対応を行った。なお、2020年12月末以降、新規感染者数が急増していることを受け、対策は現在進行形で更新されている。

- ・ 新型コロナウイルスが人体に与える影響についての周知、身体的距離の確保と手洗い、マスク着用の励行
- ・ 映画館、競技場、美術館、ギャラリー、文化センター、ジム、公営プール、その他公営の運動施設閉鎖
- ・ 貧困対策や社会的脆弱者支援（妊婦、高齢者、地方在住者、青少年、障害者）のための既存の社会扶助プログラムの活用
- ・
- ・ 事業所の出勤者数の制限、交代制の推奨
- ・ 教育省によるラジオやテレビを通じた遠隔教育の実施

¹⁸ https://wipo.lex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843 (参照 2021-01-14)

¹⁹ 政府報告を基に記載。

²⁰ <https://covid19.ins.gov.mz/> (参照 2021-01-19)

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

世界銀行やその他の開発パートナーの資金援助により、社会的脆弱者層を対象とした現金給付が実施されている²¹。UNICEFの報告によれば、障害のある女性や女兒を対象としてディグニティ・キット（個別に配布される生理用品や石鹸、下着、衣服などのセット）が配布された。また、障害者が約9,000個のマスクを製作し、障害者とその家族に対して配布した²²。

調査チームが実施した質問票調査では、新型コロナウイルス対策における障害者への合理的配慮について、「ない」「そのような情報を見聞きしたことがない」との回答だった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

多くの国際機関やNGOが保健施設に対して個人用防護具や手洗いバケツ、石鹸の配布や医療従事者への感染予防研修などを実施している。地域においては必要な保健や栄養サービスを継続的に受診することを促すメッセージを発信するなどの活動が行われている。また、厳しい生活状況の長期化において精神衛生を保つための取り組みも行われている²³。

調査チームが実施した質問票調査では、以下のような回答があった。

- ・ 新型コロナウイルスへの対応策として障害者に配慮するものは見たことがない
- ・ マスクが配布された

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

Save the Childrenは、マニカ州で実施している教育プロジェクトの範囲にて、新型コロナウイルスの影響による学級閉鎖からドロップアウトする児童・生徒が増えないように家庭訪問や読み聞かせの研修を行い、初等教育の継続を図っている。学校閉鎖に伴い、政府はインターネット、ラジオ、テレビを使用した遠隔教育を推進したが、Save the Childrenはこれらの媒体を持たない、またはアクセスできない児童に対して、支援を行った²⁴。

調査チームが実施した質問票調査では、以下のような回答があった。

- ・ 教員が感染予防に関する研修を受けていないため、接触を伴う介助が必要な障害者が登校を再開するには懸念が大きい
- ・ 聴覚障害者向けの情報が発信されていないため混乱している
- ・ 電子機器の技術的な問題で遠隔教育にアクセスすることができない

²¹ <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/10/22/world-bank-helps-mozambique-mitigate-impact-of-covid-19-with-a-new-100-million-grant>（参照 2021-01-24）

²² <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/UNICEF%20Mozambique%20COVID-19%20Situation%20Report%20No.%2010%20-%2026%20September-23%20October%202020.pdf>（参照 2021-01-24）

²³ 同上。

²⁴ <https://mozambique.savethechildren.net/news/securing-education-during-times-covid-19-case-norad-project>（参照 2021-01-19）

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

公共交通に関する感染拡大防止措置として、乗客人数の制限やマスク着用義務などの措置が講じられている。調査チームが実施した質問票調査では、日常必要とするサービスや生活用品へのアクセスに困難があると回答した団体はなかった。また、移動について以下の回答があった。

- ・ 感染予防対策として乗り合いバスの乗客人数が通常より制限されており、脊髄損傷のある障害者にとって特に利用が困難になっている
- ・ 普段と特に変わらない

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

国民の大多数が非公式セクターで仕事をしているモザンビークでは、路上で野菜や日用品を売って生計を立てている人が多い。しかし、その仕入先のほとんどが南アフリカ共和国であり、アフリカ大陸で最も感染が拡大している同国との国境封鎖は多くの非公式セクターで生計を立てる国民に影響を及ぼしている²⁵。

調査チームが実施した質問票調査では、以下のような回答があった。

- ・ 失業した人もいれば、感染予防対策を取りながら仕事を続けている人もいる
- ・ 新型コロナウイルスの影響で仕事を失った障害者は多い
- ・ 障害者の多くはお金を稼ぐ手段を失い、より貧困に陥っている

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

地域で活動する保健ボランティアなどにより、障害者にも感染経路や症状、感染予防策などの情報提供が図られている。また、地域別のラジオ局では、現地語を含めた3言語で感染予防を呼びかけるなどの活動が行われている²⁶。

調査チームが実施した質問票調査では、以下のような回答があった。

- ・ 新型コロナウイルスの状況について保健省が毎日手話で情報を発信している（媒体は不明）
- ・ テレビの情報で新型コロナウイルスについて手話通訳が入っていることがある
- ・ 点字など視覚障害者に対応する情報は見たことがない
- ・ 障害者の情報へのアクセシビリティは新型コロナウイルス流行以前から課題である

²⁵ https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2020/ISQ2020_019.html（参照 2021-01-24）

²⁶ <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/UNICEF%20Mozambique%20COVID-19%20Situation%20Report%20No.%2010%20-%2026%20September-23%20October%202020.pdf>（参照 2021-01-24）

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
全国障害者団体フォーラム (National Forum of Organizations for People with Disability: FAMOD)	1998年に設立され、20以上の障害者団体の統括組織となっている。弁護士、裁判官、活動家等の専門家から構成するグループを作り、政府と異なる市民社会としての提案や要望をとりまとめ、政府に対して働きかけている。
モザンビーク障害者協会 (Mozambican Association for People with Disability: ADEMO)	障害者の保護と権利推進を目的にアクセシビリティ、保健、教育、水と衛生、雇用、職業訓練等における障害者の包摂に取り組んでいる。また、地域レベルで職業訓練を実施する等、障害者の生活自立に向けた活動を行っている。国際NGOからも資金や活動面にて支援を受けている。
モザンビーク障害青年協会 (Association for Youth with Disabilities in Mozambique: AJODEMO)	1996年に設立。全国に約2,000人のメンバーを持ち、青年が教育や雇用機会から疎外されている現状を打破するために活動を行っている。全国128郡で障害者の教育や雇用について啓発活動を実施する目標を立てている。
モザンビーク脊髄損傷協会 (Association of People with Spinal Cord Injury in Mozambique: APELEME)	2020年に設立。脊髄損傷者の経験を共有し、より快適な生活を送るための情報を発信している。23人のメンバーで運営し、有給のスタッフはいない。全国障害者団体フォーラムへの加盟を検討している。
モザンビーク障害青年技術者協会 (Association of Young Technicians with Disabilities of Mozambique: Cinfortecnica)	若い年代の障害者が技術や専門性を身に付けて自立した社会生活を送ることができるよう情報発信や支援を行うことを目的としている。身体障害、視覚障害、聴覚障害、アルビノなど障害種別に関わらず支援を行っている。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
モザンビーク盲人・視覚障害者協会 (Association of the Blind and Visually Impaired of Mozambique: ACAMO)	1995年設立。非営利の全国的な市民社会団体であり、盲人や視覚障害者の身体的、精神的、道徳的健康や教育、職業訓練、リハビリテーション、雇用、文化、スポーツ等を目的とした活動を支援し、自立生活を支えている。

4. 参考資料

- Government of Mozambique (2013) *National progress report on the implementation of the Hyogo Framework for Action (2011-2013)*
- Government of Mozambique (2018) *Combined third to fifth periodic reports submitted by Mozambique under article 18 of the Convention, due in 2014 (CEDAW/C/MOZ/3-5)*
- Government of Mozambique (2020) *2nd Statistical Bulletin about Social Protection*
- Government of Mozambique (2020) *Initial report submitted by Mozambique under article 35 of the Convention, due in 2014*
- Government of Mozambique (2020) *Voluntary National Review of Agenda 2030 for Sustainable Development*
- Light for the World (2012) *Inclusion Through Community Based Rehabilitation Lessons Learned in Burkina Faso, Ethiopia & Mozambique 2009-2011*
- Light for the World, UNICEF (2019) *Access to humanitarian aid for women and men, girls and boys with disabilities*
- Westminster Foundation for Democracy (2019) *Toward Inclusive Social, Economic, and Political Policies for Persons with Disabilities in Mozambique*

<ウェブ情報>

- JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2021-01-24)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2021-01-24)